

## 第184回山形県都市計画審議会議事録

- 1 日 時 令和3年8月23日（月）13時30分～15時10分
- 2 場 所 山形県建設会館 1F大会議室
- 3 付議事項 別添のとおり
- 4 出席委員 青柳委員、阿部委員、伊藤委員、高谷委員、守屋委員、渡邊委員、内田（小椋）委員、稲田（橋本）委員、田中（澤村）委員、佐藤（岡田）委員、原田委員、石黒委員、遠藤委員、矢吹委員、吉村委員、鈴木（善）委員、鈴木（君）委員  
17名
- 欠席委員 板垣委員、津藤委員、渡辺委員、平井委員、佐藤委員、星川委員  
6名
- 5 事務局報告
  - ・オンライン開催（留意事項）・配付資料についての説明。
  - ・本審議会が開会要件を満たしていることを報告。  
（委員現在23名中、出席者17名。一般傍聴人2名）
- 6 議事

（議長）

ただいまから第184回山形県都市計画審議会を開会いたします。

本日の審議会は、公開といたします。本日の議事録署名委員2名を私から御指名申し上げます。阿部俊夫委員、伊藤精司委員、以上の両委員をお願いいたします。これより議事に入ります。

今回、知事より本審議会に付議されました案件は、皆様のお手元に差し上げております議案書のとおり、2案件でございます。付議事項について当局のほうから御説明をお願いいたします。

(県土整備部次長土屋)

県土整備部次長の土屋でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

本日は、委員の皆様方には、大変御多用のところ御出席いただきまして誠にありがとうございます。また、日頃より、本県の県土整備部関係の多大な御理解と、御指導御協力を賜りまして、この場をお借りしてお礼を申し上げます。どうもありがとうございます。さて、本日はすけれども、本来、知事が来て御説明をさせて頂くべきところではございますけれども、公務が重なっております、出席が出来かねます。代わって私から本審議会に付議する案件について御説明させていただきます。本日の案件は、2案件でございます。

1件目が議第1号「山形広域都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更」についてでございます。2件目、議第2号「産業廃棄物処理施設の位置」でございます。議第1号「山形広域都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更」につきましては、都市計画基礎調査等の結果を受けて、山形広域都市計画区域の整備、開発及び保全の方針における基準年次、及び目標年次、都市づくりの主な方針と取組方向等を更新するものでございます。議第2号につきましては、山形市における「産業廃棄物処理施設の位置」に関するものでございます。建築基準法第51条ただし書きの規定により付議するものでございます。それぞれの内容の詳細及び縦覧結果等につきましては、事務局より御説明いたしますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。以上でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

(議長)

ありがとうございました。それではこれより審議に移ります。

議第1号「山形広域都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更」を議題に供します。事務局のほうから説明をお願いいたします。

(議案書及び資料により都市計画課 大沼課長が説明)

(議長)

はい。説明ありがとうございました。では、ただいま説明いただきました案件につきまして、委員の皆様からの御意見、御質疑等お願ひいたします。

(遠藤委員)

私の方から大きく2点ございます。1点目、山形市の中で、平成29年には、市街化調

整区域における住宅建築の規制緩和がなされ、平成30年には、産業経営の立地について、同じく市街化調整区域での規制緩和がなされています。直近の数字で、住宅については約1,200戸、御夫婦、お子様いらっしゃるとして4人平均と考えると、約5,000人前後の方が、市街化調整区域に新たに住宅を求められ、お住まいになっているという現状認識があります。

私が住んでいる近所でも、市街化調整区域でずいぶん新しい住宅が建ってきて、新しい住民の方が増えているなという肌感覚がございます。そうした中で、今回の計画の中で、資料の19ページ、「2. 区域区分の方針(1)ア. 人口」のところで、市街化調整区域人口が2015年から2030年の15年間でずいぶん減るといような数字を出されております。今回計画策定にあたられまして、関係市町への意見照会というものもありましたし、おそらく山形市や他の市町とも密接な意見交換をなされた上で計画を作られたと思いますが、実際、市街化調整区域が緩和されて増えているにもかかわらず、既存の市街化調整区域において人口が減少するという数字を出していることについて、この辺の数字の整合性についてどのように認識されているのか。一点お尋ねします。

(議 長)

では、事務局の方から今の御質問についてお願いします。

(事務局)

都市計画区域のマスタープランにおける人口の予測でございますが、社会保障人口問題研究所の予測値を用いることとされているため、これに基づき算出した結果、2015年から2030年にかけて減少ということになっております。

(議 長)

事務局の方では、市街化調整区域の規制緩和があったことによる人口増大という事実はもちろん把握しておられると思うのですが、そのことについて、将来の予測といたしますか、その辺りはいかがなのでしょうか。

(事務局)

このマスタープランには、昨今の市街化調整区域の現状の家屋の立地状況については反映されておられません。今後も2030年まで、このような傾向が続いていくか、状況を把握しながら次のマスタープランの見直しなどには反映させていきたいと考えております。

(遠藤委員)

社会保障人口問題研究所の人口推移を用いているということで、今の答弁で、現状についてはそれほど反映されていないということでしたけれども、だとすると、各市町からの意見聴取という場面があるかと存じます。そういった中で、ぜひ、各市町、特に山形市の場合は人口が増えるというような前提で頑張っておるところもございますので、そういった部分を、充分各市町からの意見なり現状等を把握の上、こういったものを作って頂きたいというような要望を述べておきます。

加えて、さまざま活動する中で、市街化区域の拡大について、住宅を新たに建てたい、開発したいというニーズも時々聞こえます。推計上は人口が減る見方があるのかもしれませんが、現場のニーズと若干ずれているなという感覚がありますので、その辺、該当市町なり、業界団体なりと密接な意見交換をお願いしたいと存じます。

2点目として、全体計画についてですが、今説明を拝見した限りでも、現状のコロナウイルス感染症に関して、ポストコロナということで、現在の感染状況が終わった後、交流人口が増えるということもありますけれども、この先、リモートワークやリモート会議が増えて、地方移住や地方回帰が増えるのではないかというような御意見が、議会でも色々な議員の先生方からもありますし、自分もそう思います。こうしたポストコロナ、アフターコロナの地方回帰、地方移住という視点について、今回計画のどの辺から読み解ければよいのか、ご指摘いただければ幸いです。

(議長)

それでは今の件についていかがでしょうか。

(事務局)

コロナウイルス感染症につきましては、ワクチン接種がまだ十分に普及していないということもございまして、今後の見通しがまだ分からない上、ワクチンを接種しても、引き続き感染予防対策は続けていかなければならないという考え方もありますので、今後の経過につきましては、圏域の市町村の考え方、それから都市計画の全国的な考え方や指針の変更等も見ながら対応して参りたいと思います。

市町村に対しましては、都市構造再編集中支援事業というものがございます。国土交通省の補助事業ですけれども、この事業の中で、リモートワーキングに対応できるようなスペースの作成に関して、去年、補助の対象になりましたので、その辺についても説明しております。この補助事業を利用して今後のまちづくりに活かしてはどうかとアドバイスをしているところでございます。

(遠藤委員)

リモートワーク、テレワークスペースについて、今御発言もございましたが、まだ手続き中だとすれば、地方に移住する希望者に対して、読み込みができるような一文を付け加えるなど、コロナを契機とした人の流れの変化という部分に対応できるような内容を入れ込むことを希望いたします。

(議長)

今の視点は非常に重要な視点で、これからのアフターコロナ、ポストコロナで働き方が変われば、今までの都市計画では、働く場と認識していなかった市街化調整区域が、住んだり働いたりする場になる可能性があると思います。そういった働き方の改革を伴って都市構造の見方も変わらないといけないかもしれないという、非常に重要な御指摘だったと思います。

このあたり、何か反映させるというのは、今からですとどうなのでしょう。

(事務局)

現在、若干関係する部分を反映しております。マスタープランの冊子の15ページをご覧ください。15ページの中程に「3. まちなか賑わい～賑わいのあるコンパクトな都市づくり～」という項目がございますが、「(2) 空き家、空き地の利活用」の部分でございますが、「空き家、空き地を活用した広場等の創出や、二地域住の促進による賑わいがあり、ゆとりある居住環境の形成、コミュニティが維持できる都市づくりを促進します」という表記をしております。ポストコロナあるいはコロナと共生していく社会においては、この辺りの「二地域居住の促進」というのが当てはまってくるのかなと思われま。

(議長)

他の委員の方からもご意見をお伺いしたいと思っております。

(石黒委員)

都市計画という分野の中で言えば、都市の機能全てを網羅した計画と理解をされるわけでありますが、例えば、御説明頂いた「広域連携、都市間連携を推進する都市づくり」ということで、今、山形市を中心に連携中枢都市圏移譲が進んでいると思っております。これまでの都市づくりという視点を振り返ってみると、ここに示してあるように、「圏域全体を視野に入れ」これはもちろんなのですが、「各都市が連携して医療、福祉等の都市機能の効果的な整備と補完を行う取組を推進します」

等、非常に良い目標だと思います。しかし、これまでの行政システムを考えると、気候変動が激しい中での災害対策、あるいは、医療や福祉等、それぞれの分野の人達に任せてきたのがこれまでの都市計画だったのではないのかなと感じるところが少しございます。

新しい未来をつくっていく都市計画というのは、あらゆる分野の人達が、しっかりと自分の分野のプロフェッショナリズムを徹底的に出し合えるような、いわゆる議論ができる場のような設定が必要ではないかなと思います。

これまでの都市づくりの進め方、あるいはどんな議題があって、どんな議論の場があって、それで進んできた今までをどう総括しながら、これから新しい都市づくりに向かっていくときに、縦割りではない、横軸での議論が極めて重要な時代だろうと思うのですが、その辺に関して、何か新しい取り組み等があれば教えて頂きたい。あとは、特に今回の計画に異論は全く申し上げるつもりはありませんし、それは、こうしたところをきちんと理解した上で、新たな取組があれば、教えて頂きたいというところでございます。

(議長)

事務局お願いします。

(事務局)

都市計画決定の手続きにつきましては、法に定められた手続きに従いまして、住民説明会、公聴会、それから都市計画市町村及び県の都市計画審議会等を経て決められてきました。都市計画案、住民説明会はもちろん多様ないろんな人がいらっしやいます。ただ、行政上の説明会に来られないですとか、説明会があったことを承知していなかったとかで、なかなか意見を言っていたただけの方は少ない状況です。

一方、都市計画審議会につきましては、有識者の方々、それから、行政の方々など、さまざまな分野から多様な意見を聴くこととなっておりますので、まずは、そういう法定の中において、縦割りというご指摘ございましたが、様々な意見を聞くという機会は設けられております。また、山形県の行政、今後の行政を進める上で、まちづくりのみならず、教育、産業、商工業等、様々な分野を包括的に考える総合政策審議会というものがございます。そちらでも、都市計画の今後の在り方について御意見をいただけるよう、何らかの機会、何らかの分野に注目してなるべく多くの方から今後のまちづくりについて御意見を頂けるように、検討してまいりたいと思います。

(石黒委員)

都市計画の改変だったり、改定だったり、こうした形でまさにいい形になっていく方向だと思っています。その計画をつくる段階で住民の意見、あるいは審議会の意見、こうしたところに多くの分野の方たちから多くの意見をいただいているというのは理解できます。さて、それを実際に進めていくときに、これまでどうも、分野毎の縦割りの議論にしかなくて、都市計画の中でこういう住宅地を作り、そこがなぜか災害にあった、というような事がないように議論をしていかなければいけないのはもちろんで、そのためには、これまでのような、何度ももう挙げて申し訳ないのですが、本当の意味での横軸の議論ができる場というか、それが今、課長の御答弁では、総合計画審議会、正にいろんな分野の方たちが、参画している。

しかし、その中でこれまで、都市づくりだったり、災害、あるいは、医療、福祉だったりという、都市としての機能の分野について議論がなされてきたのか、というと意外とそうはなっていないというように私は見ているので、ぜひ、人口減少社会の中でより住みたい都市をどう作っていくか、住みやすい都市をどう作っていくかという議論は、横軸を重要視した議論の場を、多く作っていかないといけないのではないかと考えています。ぜひ、そうした努力もしていただきながら、実際に反映していくための進め方、システムづくりから、これから問われていくような気がしますので、よろしくお願ひしたいと思います。

(議長)

都市計画のあり方もこれから変わっていかないといけないところで、そういうものに対応して、審議の仕方とか、計画を作る仕組みとかそういうものも変わっていかねばいけない時期にあるのかなと思います。

他に御意見はございますでしょうか。

(渡邊委員)

先ほどのポストコロナの話もそうなのですが、人口減少だったりですとか、高齢化に対する言及ですとか、大規模災害に対する言及もあると思いますが、この問題というのは10年前とこれから10年というところでは、同じ問題でもかなり深刻化というか、在り方というのも変わってきますし、また、ポストコロナという問題ということも考えても、10年前の高齢者対策や、大規模災害に対する対応という部分と、今後、在り方が変わってくるのではないかと考えるのですけれども、こちら辺の施策に対して、以前のマスタープランから更新された部分とか、より力を入れている部分がありましたら教えて頂きたいと思います。

(議 長)

事務局の方からお願いいたします。

(事務局)

10年前の計画に比べて、昨今、大規模災害、水災害というのが多発しています。当然、従来のハード対策に加えて、しっかり警戒・避難体制、あと災害リスクのある土地は極力居地を誘導する区域に含めないということを設けているような状況でございます。

人口減少につきましては、前回に比べてまたやはり厳しいような状況にはなっておりますが、引き続き進めていくというところで留まっているような状況でございます。

(議 長)

渡邊委員いかがでしょうか。

(渡邊委員)

ご回答ありがとうございました。これもなかなか難しいと思いますので、特に意見というわけではないのですけれども、高齢者社会の対応のためのコンパクトな市街地づくりという話と、市街化調整区域の規制緩和というところは、どちらかという市街地を広げるような話になってくるかと思うのですけれども、そこら辺の矛盾についての解釈もありますし、公共交通のあり方の問題でも考えられる部分というのはあるので、今後ですね、次のマスタープランでは是非ご検討いただきたいという部分ですとか、あとは、大規模災害ではハード面だけではなく、やはり高齢化社会の中での避難経路だったりとか、避難誘導ですとか、そういう部分も都市計画の中で考えられる分野ではないかと思っておりますので、長期的な視野で御検討いただければいいなと話を聞いていて感じました。

(議 長)

大変貴重な意見だったと思います。他に御意見はございますでしょうか。

(阿部委員)

市民の皆様の動きに関することになりますが、ある意味ではマーケットの動きみ



たいな形になるのですけれども、やはり国の方で低金利や、住宅減税とかですね、その政策で若い人達が新築住宅をどんどん建てていて、その数字だけではなく、内容の面が私たち仕事をしていてよく見えるわけなのですけれども、空き家・空き地対策という面では、新築をおさえるということで空き家の利活用ということがでてくる可能性があります。現状は、若い人はコンパクトな小さい家なのですが、一方で、高齢者の住んでいたお家の方が亡くなり、中心部に空き家がどんどん増え、中心部の空洞化を招いております。安く土地の提供ができる等の理由から、郊外の方に新築を建てたいとか、そういう方向の動きがあるのかなと思っております。それに、東京の大手の企業のハウズビルダーなんかも入ってきていますので、そういう傾向が非常に多いのですが、基本的には山形県内では、山形市は元気な街の方に入っているのではと思っておりますので、ちょっと他の自治体とは違う所もあるのかなと思っております。

現場の声といたしまして、空き家・空き地対策とかですね、狭隘道路など、マスタープランに入っておりますけれども、現実のところ、再建築できないとか、そういう空き家空き地問題というのが非常に見えておまして、例えば建築基準法43条2項、接道関係で再建築不可物件とかですね、そういうものが都市機能を妨げるような形になっていて、その中では山形市の方で、そういうものに対して包括同意基準なんかも設けて頑張っているというような話も教えてもらっております。

先ほども話ありましたけれども、専門家の細かいところの部分の話も入れていって、もっときめ細かいものに時代に合わせてやっていったらいいのではないかと、そういったところの規制緩和ができるような部分がまだまだあるのではないかと思っておりますので、そういうものをぜひ、今後都市計画のマスタープランの方に入れて頂いて、山形県としての区域マスタープランの基本である山形県都市計画基本指針の方も一度拝見させていただきたいなと思います。現場の声、要望という意味で意見を出させていただきました。

(議長)

今のお話、都市マスに記述するような、詳細な内容であるという側面もあるとは思いますが、区域マスの段階で、今阿部委員おっしゃたことをどのようにとらえていくのかという、何か事務局からありますか。

(事務局)

区域マスにつきまして、市町村が策定する都市マスの上位の計画だということもありまして、あまり具体的なことの記述はなかなか難しい状況でございます。この

計画とは別に、事業の現状について御紹介をいたしますと、既存の市街化区域に、道路が狭くて、なかなか区画を建てられないと、それで、空き家・空き地の未利用地の活性化が進まないという市町村も多々あるようでございます。これにつきましては、国土交通省でも充分承知しておりまして、狭隘道路の拡幅ができるような事業もございますので、そういうことで市町村に紹介して進めているという状況でございます。

(議 長)

他に御意見などありますでしょうか。

(鈴木委員)

山形市では、市街化区域というのはほとんど満杯で、そのうえ、都市計画上なかなか市街化区域への編入というのは難しいと、そこで山形市では、調整区域に規制緩和をして建てているというようなことですが、これは、将来を考えますと、インフラ整備がされていないところが、市街化、宅地化されていると、こういう状況が続いているわけでありまして。これから利便性の高い気品のある土地というか、そういうものを目指す上で、これからの都市像としてはちょっとまずいのかなという感じもします。

コンパクトシティとか、市街地というのは、税収が一番上がる場所ということで、インフラ整備の投資もこれまでずっとやってきたということではありますが、それに逆行しているのではないかなという感じもします。

どうしても、土地、宅地が少ないというような結果があるわけでありまして、その辺の調整区域と市街化区域の線引きの見直しが必要なのかなと思います。ただ、インフラ整備がなっていないところが、雪解け水が広がったような拡大をされたのでは非常に困るといった感じもするのですが、その辺をお聞かせいただきたいなと思っております。

(議 長)

事務局の方からお願いします。

(事務局)

山形市の区域区分の変更でございますけれども、市街化調整区域につきましては、主に農地になっている場合が多いと、その場合、農地の農振除外ですとか、様々な手続きが必要で時間を要しまして、一般論でいえば、なかなか難しいというのが現

状でございます。そういう中で市街化区域を拡大する場合は、その個別の状況に応じて何故そのエリア、面積、時期なのか等の整理が必要になります。

そのような中で、山形市においては、先ほど委員から御紹介ありました、市街化調整区域の宅地化の道を選択したのものと考えております。ただ、御心配にありましたインフラが増大するということですが、状況を見ますと、既存の農村集落の中でも、既に宅地化、家屋の立地が進んでいる部分の隣接地ですとか、既存の道路があるという部分が許可対象になっておるようですので、大幅なインフラのコスト負担の将来的な増大というのは、当然、山形市においてもある程度織り込み済みで、課題になるものではないという判断のものとだと考えております。

それから、今回のマスタープランの見直しにおいても、将来の宅地ですとか、工業地、商業地の必要な面積についても、試算はしております、そういう中で市町村にもその数値をお示しして、意見を聞いておりました、その市町村からも住宅地について、線引きを変えてまで住宅にについて拡大の必要性があるという意見は届いていないという状況でございます。

(鈴木委員)

やはり、そういう地域が広がるということと、将来、買い物などの日常生活をされるような施設というか、拠点もないという、また、交通などの様々な心配がされる地域になってくるのかなと、そういうところをできるだけ無くすのが良いのか、それとも、いろいろな事業の中で宅地造成化を進められた、そういうきちっとしたものを作るべきなのかなと思うのですが、店一件もない、福祉施設もない、保育園もない、何もないというような場所に、宅地化するからというので誘導すること自体が、都市計画担当するものとしては、将来問題を抱えるまちづくりかなと思います。

(議長)

大変難しい問題ですが、事務局の方からなにかありますでしょうか。

(事務局)

将来の推計に基づきますと、やはり人口が減少するのは確実であり、市街化区域の中に空き地の低未利用地があれば、市街化区域の有効活用を促して、将来的なインフラ整備に新たなコストがかからないように、また、土地を有効活用できるようにまずは既存のところから開発していくのが先だという考えでございます。

当然山形市もそれは承知しております、山形市の方では、そういう中であって市街化調整区域の農村に住宅を建てることを決めたわけでございますけれども、こ

れにつきまして県の判断ということではなく、山形市独自に都市計画を変更して行っているという状況でございます。

(議長)

大変難しい議論が出てきて、コンパクトシティの問題と、市街化調整区域内における宅地化など、総合的に議論していく必要があると思います。

他の委員の方々、御意見ありますでしょうか。

(矢吹委員)

私も天童市の選出なので、山形広域ということで、山形市、天童市、上山市、山辺町、中山町、それぞれのバランスの中でやってくれということが必ず出てきて、それぞれの市町で引っ張り合うみたいなことも出てくるのが現実だったりですね、我々がこの広域都市計画で勝手に決められるかということ、そういうこともなくて、やはり国との調整や法律との兼ね合いなど、なかなか我々の地元が勝手に決められないということがハードルであると感じます。もちろん、人口が減少している中、無制限に拡大しようということではなくても、地方創生をしなければならぬと言っている段階で、当然地方は人口が減少するから、開発するなど今更言われるのも、地方に住む人間としては、どうも納得いかないという部分は確かにあるなと思っております。

今回のことに関して反対というわけではないのですけれども、なかなかこういった地方の都市計画に関してはやはり、もうちょっと国の制度も含めて、我々地方も真剣に考えなければならないのではないかなと、現場でいろいろな方々の意見を聞くと、すごく思うところです。御意見だけ申し上げて、答弁要りませんけれども、やはり、こういうことは地方から「こっちだって人口増やしたいんだ」ということも含めて声を上げていく瞬間というのはあっていいのではないかなと思っております。

(議長)

コンパクトシティや郊外の問題、これからのライフスタイルはどうあるべきか、あるいは福祉・経済と都市計画とどう結びつけるのかなど、こういった部分をしっかり決めていかなければなりませんし、また、区域マスタープランと都市マスタープランとの関係も非常に大きいのかなと私は思いました。

今回の付議された議案について採決を行いたいと思います。では、ただいま議論してまいりました、議第1号に賛成の方、挙手をお願いいたします。

(議 長)

挙手多数でございます。よって、本案については原案のとおり可決いたします。

(議 長)

続きまして、議第2号「産業廃棄物処理施設の位置」を議題に供します。事務局の説明を求めます。

(議案書及び資料により山形市 鍮水建築指導課長が説明)

(議 長)

ただいま説明のただいま説明のあった案件につきまして、御意見、御質疑はございませんか。

(吉村委員)

資料2ページ、それぞれ、大気汚染、騒音、振動などあるわけですが、そのうちの振動が、54dBということで、55dBより下回っていたので調査しないとありますが、相当ギリギリの数値になっていて、これはどういう調査で54dBとなったのか、また、やってみて振動がないということで大丈夫なのか、教えてください。

(事務局)

振動の基準値の55dBというものですけれども、こちらは人が振動の揺れを感じないレベルで、振動感覚閾値といい基準値としています。この測定の方法としましては、破砕機のメーカーで破砕機から1mの床の上で実測した振動レベルを距離の減衰式というもので計算して予測しております。破砕機から3mの位置で54dBとなり、最寄りの民家までの距離はそれ以上となることから、支障ありませんという判断なっております。

(議 長)

計算と実測値でというのは乖離がないというような判断なのでしょうか。

(事務局)

数字上は1dB下回るということでギリギリなのですが、破砕地から近い距離で測定をしておりますので、一番近い民家までの距離としては130m程度離れておりますので、数字として、「以下」ということで判断しております。

(吉村委員)

わかりました。ありがとうございます。

(議長)

基準となる55dBを3mで下回るということを確認したということですね。  
他に御意見ございますでしょうか。

(石黒委員)

この種の同施設で、他の例で何か、今ほどあったような、周辺環境との関係でトラブルになっているようなことはないでしょうか。

(事務局)

産業廃棄物の破碎施設としては、コンクリート・アスファルトのがれき類の破碎施設や、廃プラの破碎施設等ありますが、特にトラブルになっていることはないと把握しております。ただ、今回の申請者である大成ロテック株式会社である方が他県の工場でちょっとした苦情があったことは聞いておりまして、他県における同様の工場では、粉塵の発生について苦情があった例があるということで、散水回数等を増やして対応したと伺っております。

(石黒委員)

何よりも近隣に迷惑が掛からない。それでいて、しっかりとわが県の産業を支えてくれるという点では大変重要な施設だと思っておりますので、そういったトラブルの無いようお願いしたいと思います。

(議長)

他に御意見等ありますでしょうか。

(議長)

質疑がないようですので採決いたします。  
議第2号に賛成の方は挙手をお願いいたします。

(議長)

挙手全員でございますので、本案については原案のとおり可決いたします。  
では以上を持ちまして、以上をもちまして、知事より本審議会に付議されました案件の審議はすべて終了いたしました。知事に対する答申文の作成につきましては私に

御一任くださるようお願いしたいと存じますが、いかがでしょうか。

( 異議なしの声 )

御異議がないようでございますので、そのようにさせていただきたいと思えます。  
委員の皆様におかれましては、終始慎重なご審議をありがとうございました。これ  
をもちまして、本日の審議を終了いたします。

(終了 15時10分)

令和3年8月23日